

令和5年度
敦賀市職員採用候補者
(障がい者対象) 試験案内

敦賀市総務部総務課(人事給与係)
敦賀市中央町2丁目1番1号
電話(0770)22-8102

受付期間	9月7日(木)~9月21日(木)
第1次試験	10月15日(日)
第2次試験	11月上旬~中旬(予定)

1 試験区分、採用予定人員等

採用予定人員についてはあくまで見込みであり、必ずしもこの人員を採用するとは限りません。

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	若干名	一般事務に従事

2 受験資格

試験区分	受験資格	生年月日(下記の期間に生まれた人)
一般事務	次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている人 ①身体障害者手帳 ②都道府県知事または政令指定都市市長が交付する療育手帳 ③児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ④精神障害者保健福祉手帳	昭和39年4月2日～ 平成18年4月1日

1) 次のいずれかに該当する人

ア) 日本国籍を有する人(令和6年3月までに取得見込みの人を含む。)

イ) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定められている永住者(令和6年3月までに取得見込みの人を含む。)

ウ) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定められている特別永住者(令和6年3月までに取得見込みの人を含む。)

2) 上記の受験資格があっても、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)

ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ) 本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3) 日本国籍を有しない人の採用後の任用について

公権力の行使(住民の権利義務に直接具体的な効果を及ぼすこと)に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

3 試験の日時及び場所

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	令和5年10月15日(日) 午前9時30分から (受付:午前8時30分から9時)	敦賀市役所 敦賀市中央町2丁目1-1 電話(0770)21-1111
第2次試験	令和5年11月上旬～中旬に行う予定です。	第1次試験合格者に通知します。

4 試験の方法

第1次試験	公務員として必要な一般知識及び知能について、択一式の筆記試験(50分)を行います。 ※終了予定時刻:午前10時20分
第2次試験	第1次試験合格者に対して、受験者の人柄・性格・職務遂行能力等をみるための個人面接を行います。
その他	第1次試験当日は、写真を貼った受験票、筆記用具(先の丸いHBの鉛筆、消しゴム)のほか、受験資格に記載の手帳等を持参してください。

5 合格発表

区 分	発 表 時 期	発 表 方 法
第1次試験合格者発表	令和5年10月下旬～ 11月上旬(予定)	敦賀市役所前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
最終合格者発表 (第2次試験合格者)	令和5年11月下旬～ 12月上旬(予定)	敦賀市役所前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6 合格から採用まで

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、本市職員として採用される資格をもつこととなります。

採用は、欠員補充等必要が生じた場合に行うこととなります。(原則令和6年4月1日以降)

ただし、以下の場合は試験に合格しても採用されません。

- ・在学中で、令和6年3月31日までに卒業する見込みの人が同日までに卒業できなかった場合

7 採用された場合の給与等(令和5年4月1日現在)

(1)給与

職 種	学 歴	職務の級・号給	給 料 月 額
一 般 事 務	大 学 卒	行政職(1)1級25号給	185,200円
	短 大 卒	行政職(1)1級15号給	167,100円
	高 校 卒	行政職(1)1級5号給	154,600円

なお、職歴等がある場合には、一定の基準により加算されます。

(2)勤務条件

期末勤勉手当	年4. 4月支給(昨年度実績)されます。
その他手当	扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇があります。

(3)福利厚生制度

健康保険	福井県市町村職員共済組合に加入し、医療給付、休業給付、災害給付等があります。
健康診断	定期健康診断受診、人間ドック受診を毎年実施しています。
財形・貯蓄	福井県市町村職員共済組合の貯金事業及び貸付事業、敦賀市職員互助会の貸付事業が利用できます。
文化・体育・レクリエーション	体育・文化クラブ活動費補助、各施設利用助成を行っています。

(4)人事・研修制度

昇任制度	職員の経験や勤務成績を考慮した昇任制度を導入しています。
庁内研修	初任者研修、接遇研修、文書研修、財務研修、メンタルヘルス研修等を行っています。
派遣研修	自治大学校、市町村職員中央研修所、福井県自治研修所、先進地視察研修等を行っています。

8 受験手続

(1) 試験申込書の請求

申込書は、敦賀市総務部総務課(〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号)で配布します。

郵便によって申込書を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験(障がい者対象)申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先、郵便番号明記の返信用封筒(角型2号、縦33.2cm×横24.0cm)を同封してください。

また、試験申込書は、敦賀市のホームページ(<https://www.city.tsuruga.lg.jp>)からプリントアウトできます。

(2) 申込方法

(ア) 郵送又は直接持参する場合

必要事項を楷書で正確に記入した申込書と、受付後に受験票を送付するための返信用封筒(長形3号、84円分の切手貼付)を角形2号サイズの封筒に入れ、表に「職員採用試験(障がい者対象)申込書在中」と朱書きしたうえで**敦賀市総務部総務課**に郵送(提出)してください。

(イ) 電子申請の場合

申込書による手続きのほか、「ふくe-ねっと電子申請サービス」を利用して、インターネット経由で申込みができます。

詳しくは、市ホームページ内の職員採用情報ページにて確認してください。

(市ホームページのトップページ内の「職員採用」ボタンをクリックすると職員採用情報ページが表示されます。)

(3) 申込に際しての注意点

(ア) 学歴欄は、最終学歴から順に上段から記入してください。

(イ) 職歴欄は、新しい順に上段から記入してください。

(ウ) 現住所(住民登録してある所ではなく、実際に居住している所)及び合格通知先住所は、番地まで詳細に記入してください。なお、アパートの場合は部屋番号まで、同居の場合は同居先まで記入してください。

(エ) **合格通知先住所及び電話番号は、至急連絡する事項が発生する場合がありますので、受験者本人に確実に連絡のとれる住所及び電話番号(携帯電話番号)を記入してください。**

(4) 受験票の交付

申込書を受理後(不備がない場合に限る)受験票を交付します。

交付された受験票に本人の写真(上半身脱帽、正面向縦5cm、横5cmで申込前6ヶ月以内に撮影したものに限り、カラー写真)を所定の箇所に貼り、試験に必ず持参してください。試験当日、**受験票に写真が貼られていない場合や、受験票を忘れた場合は、原則として受験できません。**

受験票は試験会場で回収します。合格発表は受験番号のみで行うため、受験票の受験番号は必ず控えておいてください。

(5) その他

「卒業証明書又は卒業見込書」及び「成績証明書」は、第1次試験合格者に対して第2次試験当日に提出を求めます。

また、第2次試験合格者に対しては、別途、健康診断書の提出を求めます。

9 受付期間

(1) 試験申込書による申込の場合

令和5年9月7日(木)から令和5年9月21日(木)までとし、受付事務は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで行います。(土日祝日は、受付事務を行いません。)

郵送の場合は、令和5年9月21日(木)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(9月19日(火)以降の郵送は、「速達」としてください。)

(2) 電子申請による申込の場合

令和5年9月7日(木)から令和5年9月21日(木)までとします。

(9月7日の午前8時30分から9月21日の午後5時15分までの間に所定の手続きを完了してください。)

10 その他

(1) この試験は、国家公務員、教育公務員、県職員、他の市町村等職員の採用試験ではありませんから注意してください。

(2) 災害の発生等やむを得ない事情により、試験日時、試験会場等を変更する場合があります。
変更する場合には、市ホームページ等でお知らせします。

(3) 過去の試験問題等の公表は行っていません。

(4) 受付手続その他の問合せは、敦賀市総務部総務課(人事給与係)へお願いします。